

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆《国家税務総局〈固定資産の加速償却に関する企業所得税政策をより一層完備化する事に関連する問題に係る公告〉の解説（国家税務総局公告，2015年第68号，2015年9月25日発布）

一、公告発布の背景

有効な投資の促進，産業の高度化促進，イノベーション・イン・チャイナ（中国智造）の発展を推し進めるために，9月16日，国務院第105回常務会議にて，固定資産の加速償却に係る政策についての審査が通過し，加速償却の適用範囲拡大が決定された。国務院の決定に従い，9月17日，財政部及び税務総局は共同で《国家税務総局 固定資産の加速償却に関する企業所得税政策をより一層完備化する事に関する通知》（財税〔2015〕106号）を発布し，固定資産の加速償却適用に係る優遇政策の拡大範囲，及び関連政策に係る問題を明確化した。

本公告は，国務院常務会議の趣旨を貫徹し，かつ，財税〔2015〕106号通知を確実に実行するため，固定資産の減価償却に係る現行規定との整合性も加味して制定されたものであり，関連政策の具体執行方法及び，要求される管理内容を明確化することにより，政策が有効かつ着実に実行されることを資するものである。

二、公告の主要内容

(一) 固定資産加速償却の優遇範囲を4つの重点領域企業に拡大することを明確化

伝統産業に対する投資の支援を強化し，企業の投資及び設備更新に対するインセンティブを与え，産業構造の高度化を促進するために，公告では，加速償却優遇政策を軽工業，紡織，機械，自動車等の4つの重点領域業種（以下，「4つの重点領域業種」）に拡大した。本政策は，軽工業，紡織，機械，自動車という4つの重点領域業種を幅広くカバーすることに鑑み，政策実行の確実性及び実行可能性の観点から，加速償却優遇政策を享受できる4つの重点領域業種について目録式の管理方式を採用する。また，財税106号通知では，軽工業，紡織，機械，

自動車等の4つの重点領域における具体的な業種の範囲及びコードを列挙している。本公告においては同時に，加速償却の政策を享受できる4つの重点領域業種は，財税〔2015〕106号通知添付文書にて明記された「軽工業，紡織，機械，自動車等の4つの重点領域」であることを明確にしている。

政策の実行可能性を確保し，納税者が合理的に業種判定を行えるよう，公告第一条において4つの重点領域業種の企業とは，上述の業種を主たる業務内容としているものであり，年度の主たる業務収入が，企業の収入総額の50%超を占める企業を指す，としている。

(二) 4つの重点領域業種に属する小型薄利企業に対する特殊減価償却政策を明確化

加速償却の政策範囲が軽工業等の4つの重点領域業種に拡大されたが，小型薄利企業においては研究開発活動で専属的に使用する機器，設備が比較的少ないと考えられる。この点において小型薄利企業に対する政策支援を強化するため，公告第二条では，財税〔2015〕106号通知に基づき，4つの重点領域業種に属する小型薄利企業が2015年1月1日以降に新たに購入した固定資産のうち研究開発と生産経営に共用される機器，設備については，単価100元を超えるか否かで区分し，それぞれ即時償却，もしくは加速償却を適用可能とした。

(三) 政策の適用範囲を2015年度から新たに購入した固定資産とすることを明確化

企業所得税法の規定に基づき，企業所得税は年度で計算され，月次（四半期）で予納のうえ，年末の確定申告で確定（徴収）される。政策の適用範囲が企業の既存固定資産にまで拡大した場合，企業が複雑な会計調整を強いられることを考慮し，公告第一条，第二条では，政策適用範囲を2015年1月1日以後に購入した固定資産に限定した。

Topics

(四) 優遇政策で認められる加速償却の方法を明確化

公告第三条，第四条では，財税〔2015〕106号通知と本公告で規定された加速償却の方法について具体的に明確化した。すなわち，企業が償却年数短縮法を採用する場合，当該購入した新たな固定資産の償却年数は，実施条例第六十条に規定される減価償却年数の60%を下回ってはならない。なお，中古固定資産の購入の場合，償却年数は，実施条例に規定される最低減価償却年数から当該中国資産の既償却年数を差し引いた年数の60%を下回ってはならない。

200%定率法及び級数法は，《国家税務総局 企業の固定資産加速償却に係る税務処理に関する問題の通知》（国税〔2009〕81号）の関連規定に基づき処理する。

(五) 優遇政策における加速償却方法の選択権を明確化

現行規定では加速償却について複数の規定があり，例えば高腐蝕，高耐震の固定資産に対して加速償却を認めるものや，ソフトウェアや集積回路企業について特別な加速償却を認めるものである。さらに，昨年からは，生物製品製造業等の6大業種と4つの重点領域業種について加速償却を認めた。このような背景から，1つの企業が加速償却に関する複数の適用要件に適合することも考えられるが，優遇政策を享受する納税者の権利確保の観点からは，納税者は，適用する優遇政策を自由に選択できるべきである。この点，公告第五条では，企業の固定資産が本公告の優遇条件に符合すると同時に，《国家税務総局 企業の固定資産加速償却に関する税務処理に関する問題の通知》（国税発〔2009〕81号），《財政部 国家税務総局 ソフトウェア産業及び集積回

路産業の発展推進に関する問題の通知》（国税発〔2012〕27号）における加速償却適用の条件にも符合する場合，企業自らがこれらの優遇政策の中から一つを選択することとした。ただし，一度選択した優遇政策に係る加速償却方法を，その後変更することはできない。

(六) 企業が加速償却の優遇措置を享受する為の要件を明確化

優遇政策の正確な執行を担保し，企業の正確な計算に資するために，公告第六条では，企業が加速償却を実施する際の要件を定めている。すなわち企業は，固定資産購入の際の発票，記帳関連資料等を保管し，管理台帳の作成による税会不一致の状況把握を行わなければならない。

(七) 2015年度の第3四半期までに購入した固定資産に対する処理方法の明確化

公告第七条規定では，4つの重点領域業種企業が2015年1月1日以降に新たに購入した固定資産について加速償却の優遇政策を享受できることを規定している。政策発布が遅かったこと，並びに企業が優遇政策を十分に把握するには一定の時間を要すると考えられることから，第3四半期までに購入した固定資産については加速償却の適用ができていない，という状況も考えられる。このような状況に鑑み，公告では，2015年度の第3四半期までに本公告規定による加速償却の優遇政策を受けていない企業は，前3四半期において享受できたであろう加速償却の部分について，2015年度の第4四半期の企業所得税予納時に享受するか，もしくは2015年度の企業所得税確定申告の際に一括して享受することができることを明記した。

※本記事は，中国政府，国家税務総局及び地方税務局が発布した法律，政令及び通達に関して，中税諮詢集団（以下，「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを，ノベル国際コンサルティング（以下，「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので，記事中の見解や意見は著者個人のものであり，内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また，CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。